行 政制 度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分 類	2	高齢者対策
分 科 会	6	高齢福祉分科会	調整項目	3 4	成年後見制度利用支援事業

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係	担当者名	
黒川村担当	住民課	福祉係	担当者名	

現 況				主 	4	備る	備考
記載事項	中条町	黒川村	_ 調 整 方 針				
名 称	成年後見制度利用支援事業	(制度なし)					
	(16 年度の新規事業として開始予定。現在は相談業務のみ)		中条町の例	による。			
制度の概要	痴呆及び知的障害、精神疾患等の理由により、自らの金銭管理や日						
	常生活に必要な諸手続きができない者であって、家族又は親族がい						
	ても適切な管理ができない場合に、裁判所への審判申立てにより						
	「成年後見人」を選任し、金銭管理等を本人に代わって行う制度。						
目 的	裁判所の審判申立て手続きが困難な者に対し、町長が審判申立てを						
	行う。低収入のために制度を利用することが困難な者に対し、鑑定						
	費用、審判申立て費用、後見人の業務報酬等の費用の一部を補助す						
	ることで、低収入者の負担軽減を図る。						
事 業 概 要	補助金の交付						
	1 審判申立て費用補助						
	限度額 110,000 円 補助率 2/3						
	2 後見人の業務報酬						
	限度額 月 28,000 円 補助率 2/3						
	3 補助対象者						
痴呆性老人							
知的障害者及び精神障害者については今後検討する。							
	町長の審判申立て						
(家族又は親族等がいない者若しくは、いても申立てすることが困							
難な状況の場合に限る。)							
事業費見込額	298 千円						
県補助金見込額	223 千円 (補助率 事業費の 3/4)						
備考	平成 15 年度 制度に関する相談受理件数 6 件						
			財政への影	響額		単位:刊	F円
				予算額	調整後見込額	影響額(増	譲(
			中条町	298	298		0
	中条町成年後見制度利用支援事業実施要綱		黒川村	0	66		66
関係法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国)		計	298	364		66
			備考 平成15年度当初予算ベース				